

単身者の申込資格

(2) 単身者の申込資格

〔単身者とは、配偶者（内縁関係を含む。）のない方で、かつ、同居しようとする者のない方をいいます。〕

次の各項目の全部に該当する方

- ① 現在大阪市内に居住している（住民登録をしている）こと
※ただし、配偶者からの暴力により被害を受けている方については16ページ参照
- ② 単身で居住され、日常生活ができる方のうち、次の（ア）から（コ）のいずれかに該当されていること
なお、常時の介護が必要な方でも、居宅において常時の介護を受けることにより自立した生活ができる方であれば申し込むことができます
※一部の住宅については、年齢・障がいの有無等にかかわらず、申し込むことができます。詳しくは、「随時募集《公営住宅・改良住宅》申込み受付のご案内」をご確認ください
 - （ア）年齢が60歳以上の方
 - （イ）身体障がい者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が1級から4級までに該当する方又は同程度の障がいがある方
 - （ウ）精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が1級から3級までに該当する方又は同程度の障がいがある方
 - （エ）療育手帳（認定カード）の交付を受けている方又は同程度の障がいがある方
 - （オ）戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する方
 - （カ）原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
 - （キ）生活保護を受けている方、又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付を受けている方
 - （ク）海外引揚者の方で、引き揚げから5年を経過していない方
 - （ケ）ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所に入所されていた方
 - （コ）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で、次のいずれかに該当する方
 - ・配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による配偶者暴力相談支援センターの一時保護もしくは同法第5条の規定による婦人保護施設の保護又は本市が行う同法第1条第2項に規定する被害者の緊急時における一時保護が終了した日から起算して5年を経過していない方
 - ・配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした退去命令又は接近禁止命令の申立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方
- ③ 申込者本人の収入が市又は国で定める基準（10ページ参照）の範囲内であり、かつ、家賃の支払い能力があること
- ④ 現在、住宅に困窮されていること
- ⑤ 申込者本人が、市営住宅に係る未納の家賃もしくは駐車場使用料又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと
- ⑥ 申込者本人が、本市からの明渡請求（家賃滞納を原因とする場合等を除く。）を受けて市営住宅を明け渡した方であって、かつ、その明渡しの日の翌日から起算して5年を経過していない方でないこと
- ⑦ 申込者本人が暴力団員でないこと